

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

会計課

【告示】

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

指導監査室

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

〃

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

〃

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

〃

○ 令和四年度准看護師試験の実施

〃

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新

〃

○ 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

〃

障害福祉課

○ 道路の区域変更

〃

○ 道路の供用開始

建築指導課

○ 緊急入院指定病院の指定

〃

○ 地域森林計画の案の縦覧

健康推進課

○ 〃

林政課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 〃

〃

目次

担当課（室）

○ 地域森林計画の変更案の縦覧

林政課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

〃

〃

◎岡山県規則第五十二号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。
第四十九条を次のように改める。

（代用納付小切手等の支払地の区域）

第四十九条 令第五百五十六条第一項の規定により歳入の納付に使用することのできる小切手等の支払地の区域は、全国の区域とする。

第五十条中「出納機関等」を「出納機関及び収納出納員（以下「出納機関等」という。）」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十一月四日から施行する。

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

◎岡山県告示第四百六十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

あいず和気

2 所在地

和気郡和気町尺所三一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社桜が丘福祉会

2 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘東六丁目六番地五二二

三 指定年月日

令和四年十一月一日

四 事業所番号

三三五二三〇〇二八

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

◎岡山県告示第四百六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

小谷医院通所介護事業所なごみ

2 所在地

岡山県和气郡和气町和气四八〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人小谷医院

2 所在地

岡山県和气郡和气町和气四八〇番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年十月二十五日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇四七九

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第四百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ホームヘルプサービスもみじの里

2 所在地

和気郡和気町益原六八一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人閑谷福祉会

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町日笠下一六一三―五

三 指定年月日

令和四年十一月一日

四 事業所番号

三三一―二三〇〇〇九二

五 サービスの種類

同行援護

◎岡山県告示第四百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ハートフル きらり

2 所在地

加賀郡吉備中央町上加茂五三〇―四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社輝楽里

2 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町上竹二〇八〇

三 指定年月日

令和四年十一月一日

四 事業所番号

三三二三九〇〇〇四七

五 サービスの種類

共同生活援助（介護サービス包括型）

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

◎岡山県告示第四百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションそら

2 所在地

備前市日生町日生八〇三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人閑谷福祉会

2 主たる事務所の所在地

和气郡和气町日笠下一六一三―五

三 廃止年月日

令和四年十月三十一日

四 事業所番号

三三一一一〇〇二七九

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

◎岡山県告示第四百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアステーション・ウイズ

2 所在地

赤磐市穂崎八八―四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社創和

2 主たる事務所の所在地

赤磐市穂崎八八―四

三 廃止年月日

令和四年十月三十一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇〇二八

五 サービスの種類

重度訪問介護

◎岡山県告示第四百六十六号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、令和四年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

令和五年二月十四日（火曜日）午後一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

岡山県看護会館（岡山市北区兵団四番三一号）及び岡山県看護研修センター（岡山市北区兵団四番三九号）

三 受験願書の提出期間

令和四年十二月九日（金曜日）から同月十六日（金曜日）までの午前九時から午後五時十五分までとする。ただし、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。なお、郵便又は信書便による送付の場合は、令和四年十二月十六日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- 1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和五年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 2 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和五年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 3 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるために必要な学科を修めて卒業した者（令和五年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 4 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（令和五年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 5 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和五年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 6 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 7 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、知事が適当と認めたもの

五 受験手続及び提出書類

受験願書に次に掲げる書類を添えて、岡山市北区内山下二丁目四番六号（郵便番号七〇〇一八五七〇）岡山県保健福祉部医療推進課へ提出すること。郵便又は信書便による送付の場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法によること。

- 1 卒業証明書又は修業証明書（四6又は7に該当する者にあつては、その旨を証する書面）

四1から5までに該当する者であつて、出願の時に於いて卒業見込み又は修業見込みのものは、三の提出期間内に卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出し、令和五年三月十日（金曜日）までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。ただし、やむを得ない理由により同日までに卒業証明書又は修業証明書を提出することができない場合に於いては、岡山県保健福祉部医療推進課へ連絡の上、令和五年三

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

月二十七日（月曜日）午後五時十五分までに提出すること。
卒業証明書又は修業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、その異動を確認することができる書類（戸籍抄本等）を添付すること。

2 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルの上半身を写したものであって、裏面に撮影年月日、学校名又は養成所名及び氏名を記入したもの（受験願書の所定の欄に貼り付けること）。なお、学校又は養成所が受験願書を取りまとめて提出する者については当該学校又は養成所において、それ以外の者については岡山県保健福祉部医療推進課において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

六 受験票

受験願書を受理した者には、受験票を交付する。

七 受験手数料

1 六、九〇〇円とする。受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納入すること。なお、証紙には消印しないこと。

2 既納の受験手数料は、返還しない。

八 試験科目

- 1 人体の仕組みと働き
- 2 食生活と栄養
- 3 薬物と看護
- 4 疾病の成り立ち
- 5 感染と予防
- 6 看護と倫理
- 7 患者の心理
- 8 保健医療福祉の仕組み
- 9 看護と法律
- 10 基礎看護
- 11 成人看護
- 12 老年看護
- 13 母子看護
- 14 精神看護

九 試験方法

筆記試験（四肢択一式）

十 合格発表の日時及び場所

令和五年三月十四日（火曜日）午前九時

岡山県保健福祉部医療推進課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/34/>）及び同課前において発表する。

十一 合格証書の交付

試験の合格者には、合格証書を交付する。

十二 その他

1 郵送による受験願書の請求は、岡山県保健福祉部医療推進課を宛先とし、百四十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封して行うこと。

2 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和四年十二月十六日（金曜日）までに岡山県保健福祉部医療推進課へ申し出た場

3 合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
試験の詳細については、岡山県保健福祉部医療推進課（直通電話〇八六一二二六
一七三二三）へ問い合わせること。

◎岡山県告示第四百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和四年十一月一日

指定を更新した医療機関

岡山県知事 伊原 隆 太

名称

所在地

担当する医療の種類

更新年月日

セントラル歯科・矯正歯科

笠岡市笠岡二六二九―一

歯科矯正

令和四年十一月一日

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

◎岡山県告示第四百六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

地方独立行政法人 岡山市立総合医療センター

二 事業の種類

岡山市立せのお病院駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県岡山市南区妹尾字西新田地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

岡山市立せのお病院駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十四号に掲げる「医療法による公的医療機関」に関する事業に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である独立行政法人岡山市総合医療センターは、本件事業を第三期中期目標の実現のため、必要不可欠なものとして位置付けており、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、岡山市立市民病院との緊密な連携のもと、地域医療に貢献している岡山市立せのお病院の駐車場の増設し必要な駐車スペースの確保を図るとともに、出入口を増設することにより、来院者への円滑な医療サービスの提供、駐車場出入口付近で発生している交通渋滞の解消、近隣店舗への無断駐車防止のほか、近隣医療機関との高度医療機器の共同利用や開放病床の提供など、地域の医療機関の利便性向上にもつながる。

また、本件事業の計画においては、①事業に必要な面積が確保でき、造成等駐車場整備が容易であること、②駐車場から病院までの距離が短く、公道、用水路を横断しないなど、利便性が高いこと、③公道から直接進入できること、④整備工事に係る経済性が高いこと、⑤周辺住民の生活に影響が少ないことを条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっておらず、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地には文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）における周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、駐車場の増設及び出入口の増設により、来院者及び関係者

の利便性の向上を図るものであり、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

岡山市南区役所総務・地域振興課

◎岡山県告示第四百六十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

新見市

二 事業の種類

新見市消防庁舎整備事業

三 起業地

- 1 収用の部分 岡山県新見市新見字三角田、字家ノ下、字流田、字家ノ前、字大下、
字下堀田及び字但馬屋地内

- 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

- 1 法第二十条第一号の要件への適合性について
新見市消防庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

- 2 法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業の起業者である新見市は、第三次新見市総合計画の行動計画に基づき、新見市消防体制基本構想計画を策定し、本件事業を目標として掲げており、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

- (1) 本件事業の施行により得られる利益については、敷地が狭隘で、経年による老朽化が進行し、災害時に浸水の危険性もある現在の新見市消防庁舎を、必要な面積を確保した敷地に移転させ、大地震や大規模風水害に対し安全性を有する庁舎に建て替えることにより、効率的、機能的で持続可能な消防体制を実現し、市民への消防サービスの提供を確保するとともに、市民も利用可能な防災拠点施設を設置することで、市民の暮らしに相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）及び市内の消防署所の適正配置を考慮した上で、①救急車の現場到着時間が概ね二十分以内であること等、現行の消防体制の能力低下がないこと、②消防体制に問題が無い安全な場所、消防庁舎を立地するために必要な面積を一体的に確保できること、③土地に対する造成工事が少なく、緊急車両が安全・迅速に出場できる国道に面していること、④周辺環境への影響に配慮された立地であること等を条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

- (2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっておらず、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地における文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、新見市消防庁舎を、必要な面積を確保した敷地に移転させ、災害時に安全性を有する庁舎に建て替えるものであり、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

新見市消防本部（総務課）

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

◎岡山県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷笠岡線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
笠岡市笠岡字浜田二〇九一番一地从先から 笠岡市笠岡字浜田二〇九三地从先まで	新	一四・〇 一六・〇	二四・〇
笠岡市笠岡字浜田二〇九一番一地从先から 笠岡市笠岡字浜田二〇九三地从先まで	旧	一二・〇 一四・二	二四・〇

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

◎岡山県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	倉敷笠岡線	笠岡市笠岡字浜田二〇九一第一地先から笠岡市笠岡字浜田二〇九三第一地先まで	令和四年十一月一日

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

〔五三一〕精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条の七第一項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和四年十一月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 医療機関の名称

社会医療法人高見徳風会 希望ヶ丘ホスピタル

二 所在地

津山市田町一一五

三 指定期間

令和四年十一月一日から令和七年十月三十一日まで

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

〔五三二〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、令和五年四月一日以降十年間における吉井川森林計画区に係る地域森林計画を定めるため、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場

二 縦覧期間

令和四年十一月一日から同月二十四日まで

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

〔五三三〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、高梁川下流森林計画区及び旭川森林計画区に係る地域森林計画を変更するため、当該地域森林計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場

二 縦覧期間

令和四年十一月一日から同月二十四日まで

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

〔五三四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市福田町古新 田内地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年十一月一日から令 和五年二月二十八日まで	測量期間

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

〔五三五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字烏田三八八―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目一―一九ミドルロードB一〇一号

小林 基浩

小林 れい

三 許可年月日及び許可番号

令和四年八月十日岡山県指令建指第一八六号

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

〔五三六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字烏田三八八―一、三八八―二、中央六丁目二五―一二三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区山崎三七三県職員官舎C―二〇二

福本 貴之

三 許可年月日及び許可番号

令和四年八月二十四日岡山県指令建指第二〇一号

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

〔五三七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字御所三二二二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区中撫川六二七一サンパティオベルB二〇三

佐藤 健介

三 許可年月日及び許可番号

令和四年八月五日岡山県指令建指第一八一号

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

〔五三八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

BYODに関する役務提供業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及びBYODに関する役務提供業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した1月分の額で入札に付することとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和4年度に県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第30号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信事業者の登録を受けている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資

令和4年11月1日 岡山県公報 第12444号

格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7264 (直通)

(2) 申請書の提出期限

令和4年11月21日 (月) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年11月1日 (火) から同年12月5日 (月) まで (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ100グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和4年12月14日 (水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和4年12月15日 (木) 午後1時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和4年12月5日(月)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Telecommunications services and 700 Licence rights for the “Bring your own device” (BYOD)

(2) Contract period :

From 1 March, 2023 through 29 February, 2028

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 14 December, 2022

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

〔五三九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和四年十一月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

岡山県運転免許センターで使用する電気の調達

予定契約電力 425kW

予定使用電力量 1,256,925キロワット時（1年間）

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和5年2月1日から令和6年1月31日まで

(4) 納入場所

岡山市北区御津中山444-3

岡山県運転免許センター

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した1年間の総価で入札に付することとし、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含む金額を入札金額とすること。

(6) その他

(1)の予定使用電力量は、令和3年9月から令和4年8月までの使用実績等に基づき1年分の予定使用電力量であり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和4年度において県が発注する物品の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第35号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登

録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき令和4年11月21日午後4時までに申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226-7537

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234-0110 内線2242

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年11月1日（火）から同年12月5日（月）まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の交付場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、厚さ30ミリメートル以内、重さ120グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和4年12月14日（水） 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和4年12月15日（木） 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和4年12月5日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合

には、それに応じなければならぬ。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity for Okayama Prefectural Driver's License Center
1,256,925kWh (1 years)

(2) Delivery period :

From 1 February, 2023 through 31 January, 2024

(3) Delivery place :

Okayama Prefectural Driver's License Center
444-3, Mitsumakayama, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 709-2116,
Japan

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 14 December, 2022

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242